

環廃対発第 060421005 号
平成 18 年 4 月 21 日

一部改正（最終改正）
環循適発第 25033138 号
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県浄化槽行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

公共浄化槽等整備推進事業実施要綱の取扱いについて

公共浄化槽等整備推進事業実施要綱の取扱いについては、令和 6 年 3 月 29 日付け環循適発第 24032930 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知により一部改正されたところであるが、今般、同実施要綱の見直しを行うことから、現実施要綱の取扱いを下記により改めることとしたので、貴管内市町村（一部事務組合を含む。）に周知徹底されるようお願いする。

記

1. 実施要綱第 3 の（1）に規定する「浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域であって、環境大臣が適当と認める地域」とは、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」（平成 26 年 1 月 30 日農林水産省、国土交通省、環境省連名通知）を参考とし、下水道、集落排水、浄化槽等それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、浄化槽によることが適当と認められる地域であること。
2. 実施要綱第 3 の（2）に規定する「別に定める要件」とは生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率 90%以上、放流水の BOD が 20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するとともに、平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するものであること。
3. 実施要綱第 3 の（4）に規定する「市町村が定める浄化槽長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）により浄化槽を改築する場合（別に定める要件に該当するもの）」とは以下の全ての要件を満たすものであること。

- ① 実施要綱第3に規定する公共浄化槽等であること。
 - ② 長寿命化計画においてライフサイクルコスト分析がなされ、浄化槽の更新に比して当該改築事業によることが優位と判断された浄化槽であること。
 - ③ 供用開始から7年以上が経過している浄化槽であること。
4. 実施要綱第3の(6)のキに規定する「高度処理型浄化槽の整備に必要な費用と通常型浄化槽の整備に必要な費用の差額(通常型浄化槽の設置を禁止し、高度処理型浄化槽のみで整備を行うことができる旨を市町村条例などで制定等の後5年間に限る)」とは、実施要綱第3の(9)イ①に規定する地域において、市町村が条例などを新たに制定または改正することにより、通常型浄化槽の設置を禁止し、高度処理型浄化槽のみで整備を行うことができる旨及び高度処理型浄化槽の整備推進に必要な費用の助成に関する規定を設けた後、5年間に限り適用する。
 5. 実施要綱第3の(9)のア(イ)に規定する「戸別に設置するよりもその地域の一部について共同浄化槽を設置して戸別の浄化槽又は変則浄化槽と共同浄化槽を組み合わせで整備する方が経済的・効率的な場合」とは、共同浄化槽を設置することにより設置する人槽の合計及び浄化槽設置費用が低くなり、かつ地域の実情に応じた持続的、効率的な整備、運営管理が図られる場合とする。なお、共同浄化槽を設置する用地は、市町村有地又は補助対象財産の処分制限期間中の使用が確実に見込まれる土地とする。
 6. 実施要綱第3の(9)のア(オ)に規定する特別会計は新しく設置し、経理するものとするが、既存の下水道事業特別会計や農業集落排水事業特別会計等により経理することも差し支えないものであること。

なお、整備区域、維持管理等に係る料金等戸別浄化槽の整備、管理に関する事項を条例により定めることが望ましいこと。ただし、地方公共団体が所有する公的施設への浄化槽を整備する「公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業」においては、この限りではない。
 7. 実施要綱第3の(9)のイ①アに規定する「別に定める要件」とは、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下又は総磷濃度1mg/ℓ以下の機能を有するものであること。
 8. 実施要綱第3の(9)のイ①イに規定する「別に定める要件」とは、放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下の機能を有するものであること。
 9. 実施要綱第3の(9)のイ①ウに規定する「別に定める要件」とは、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下及び総磷濃度1mg/ℓ以下の機能を有するものであること。
 10. 実施要綱第3の(9)のイ①エに規定する「別に定める要件」とは、BOD除去率97%以上、放流水のBODが5mg/ℓ(日間平均値)以下の能力を有するものであること。
 11. 実施要綱第3の(9)のイ②に規定する「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」を実施する市町村は、交付金交付申請書様式1-2別紙内訳の事業計画に必要事項を記載して都道府県あて提出すること。都道府県は、当該事業計画の内容が実施要綱に規定する事業の要件に適合しているか等を審査した上で、交付金を交付すべきものと認めるときは当職あて提出すること。また、実績報告時に、交付金事業実績報告書様式7-2別紙内訳の事業報告に必要事項を記載して都道府県あて提出すること。都道府県は、当該事業報告の内容を審査した上で、適切に交付金の額の確定を行うこと。
 12. 実施要綱第3の(9)のイ③に規定する「公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業」を実施する市町村は、交付金交付申請書に別紙様式1により事業計画書を添付して都道府県あて提出することとし、都道府県は、当該事業計画書の内容が実施要綱に規定

する事業の要件に適合しているか等を審査した上で、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金交付申請報告書とともに当職あて提出すること。また、実績報告時に、交付金事業実績報告書に別紙様式2により事業報告書を添付して都道府県あて提出することとし、都道府県は、当該事業報告書の内容を審査した上で、適切に交付金の額の確定を行うこと。

13. 実施要綱第3の(9)のイ④に規定する「汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業」を実施する市町村は、交付金交付申請書に別紙様式3により事業計画書を添付して都道府県あて提出することとし、都道府県は、当該事業計画書の内容が実施要綱に規定する事業の要件に適合しているか等を審査した上で、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金交付申請報告書とともに当職あて提出すること。また、目標年度における浄化槽処理人口普及率を把握した後に、別紙様式4により事業報告書を都道府県あて提出することとし、都道府県は、当該事業報告書の内容を審査した上で、当職あて報告すること。
14. 実施要綱第3の(9)のイ②に規定する「上記(3)及び(6)の規定に合致する場合には、その内容に基づく事業を実施したものとして取り扱うものとする」場合、事業実績報告書において交付限度額を変更の上、報告するものであること。
15. 実施要綱第3の(9)のイ②に規定する「別に定める要件」とは、表1の消費電力基準以下を原則とすること。

表1 消費電力基準（通常型、BOD10mg/L以下、りん除去型）

人槽〔人〕	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/L以下)	消費電力 (りん除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
n(10人槽以上)	n×7.5	n×10.2	n×15.7